

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和3年度佐倉市一般会計補正予算

令和3年5月18日提出

佐倉市長 西田 三十五

専決第1号

令和3年度 佐倉市一般会計補正予算(第2号)

令和3年度佐倉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,631,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
16 国庫支出金		7,627,279	105,239	7,732,518
	2 国庫補助金	633,651	105,239	738,890
	歳入合計	47,525,860	105,239	47,631,099

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		21,914,513	105,239	22,019,752
	3 児童福祉費	9,066,592	105,239	9,171,831
歳出合計		47,525,860	105,239	47,631,099